

別記第8 危険物を取り扱わない部分の 構造規制等

1 製造所又は一般取扱所の危険物を取り扱う建築物のうち、危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備により区画された、危険物を取り扱わない部分の構造は、危政令第23条の規定を適用し、次に掲げる例によることができる。

なお、当該区画する耐火構造の壁は、平屋建ての場合にあつては天井までの耐火構造の壁により、平屋建て以外の場合は、上階の床までの耐火構造の壁により区画されていること。〔H9.3.26消防危31〕

(1) 間仕切壁については、準不燃材料（建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）を使用できること。

(2) 窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラス以外のガラス（防火設備であるものに限る。）の使用を認めて差し支えないものであること。

(3) 延焼のおそれのある外壁に係る部分の構造は、危政令第9条第1項第5号によらないことができる。

2 休憩室を設ける場合の留意事項

休憩室を設ける場合は、次の事項について留意すること。〔H14.2.26消防危30〕

(1) 製造所及び一般取扱所の管理者（以下「管理者」という。）に十分掌握されていない者による不測の事故を防止するため、危政令第24条第1項第3号において、係員以外の者のみだりな出入りが制限されている。この趣旨を踏まえ、休憩室の使用は、管理者の十分な監督の下に行われる必要があること。

なお、管理者による十分な監督が行われるためには、例えば、休憩室を使用する者の数を必要最小限のものとする等の措置を講じておくことが考えられる。

(2) 火災の発生を防止するため、危政令第24条第1項第2号において、みだりな火気の使用が制限されていることから、休憩室内の喫煙その他の火気の使用は、火気の使用による火災の発生を防止し得る態様で行われる必要があること。

なお、火気の使用による火災の発生を防止するためには、例えば、次のような措置を講ずることが考えられる。

ア 休憩室内における火気の使用する場所を限定すること。

イ 休憩室の出入口に、休憩室内への可燃性の蒸気及び可燃性の微粉の流入を防止するため、自動閉鎖の戸を設けるとともに敷居を高くする等の措置をとること。

ウ 休憩室に、第5種消火設備を配置するといった初期消火の措置をとること。

(3) その他の留意事項

ア 休憩室は、火災等の災害時の影響を考慮した位置とすること。

イ 休憩室内に滞在する者は、火災等の災害その他の非常の場合に取るべき消火、通報及び避難等の措置を行える体制にあること。